

一般財団法人札幌市住宅管理公社事後審査型一般競争入札試行要領

平成25年4月30日 総務部長決裁

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人札幌市住宅管理公社（以下「公社」という。）が発注する工事（一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和52年11月18日制定。以下「施行要領」という。）第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）及び設計等（施行要領第2条第3項に定めるものをいう。以下同じ。）（以下「工事等」という。）のうち、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札施行要綱（平成25年4月30日制定。以下「一般競争要綱」という。）に基づく一般競争入札において、一般競争要綱第9条に規定する入札参加資格の確認を入札後に行う場合（以下「事後審査型」という。）の手続きについて、別に定めがあるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 事後審査型により入札を行う工事及び設計等（以下「工事等」という。）は、一般競争入札の対象となる工事等のうち、原則として、制限付一般競争入札（一般競争要綱第2条第8号に定めるものをいう。）の対象となる工事等とする。

(公 告)

第3条 事後審査型により行う一般競争入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）の公告は、一般競争要綱第4条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を併せて行うものとする。

- (1) 入札参加資格の確認を入札後に行う旨
- (2) その他必要と認める事項

(落札候補者の決定)

第4条 事後審査型一般競争入札においては、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札を保留とする。

(入札参加資格の確認申請等)

第5条 事後審査型一般競争入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で入札した者は、入札執行後、直ちに一般競争要綱第8条に規定する書類を提出し、入札参加資格の有無について一般競争要綱第13条に規定する一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等一般競争入札参加資格審査委員会の確認を受けなければならない。

ただし、一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要綱（平成14年7月31日制定）第7条第1項の規定により最低制限価格を下回り、落札者とならなかった者を除く。

- 2 前項の規定により、入札参加資格の有無について確認を受けた結果、落札候補者が入札参加資格を有していないと認められた場合は、落札候補者の行った入札を無効とし、予定

価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した他の者を落札候補者とするものとし、前項の規定と同様の手続きを行うものとする。

(落札者の決定等)

第6条 前条において、入札参加資格を有すると確認した場合は、確認した日を持って落札を決定するものとする。

(契約締結専決権者への報告等)

第7条 第6条の規定において落札を決定したときは、速やかに契約締結専決権者に報告するものとする。この場合、落札候補者を落札者とする場合は、落札候補者に対して、落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札参加者に対して、落札者が決定した旨の通知を行うものとする。

2 第5条第2項の規定により、落札候補者の行った入札を無効とした場合は、速やかに契約締結専決権者に報告するものとする。この場合、最低価格入札者に対して入札を無効とした旨の通知をするものとする。

3 前項の場合は、入札等結果報告書及び契約締結報告に、当該入札を無効とした旨を記載するものとする。

(契約情報等の公表)

第8条 この要領の試行にあたっては、入札の公告において公表する事項のほか、公表対象年度において発注を予定する工事等及び落札結果の情報の公表を行うものとする。

(準用)

第9条 事後審査型一般競争入札を行う場合には、この要領により実施するものとし、この要領に定めのない事項については、一般競争要綱の取扱いによるものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年5月1日以降に公告される工事等から適用する。